

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成28年3月25日（金）16:16～16:35
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 鈴木 亘 学習院大学経済学部経済学科教授
- 委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

- 谷口 和寛 国土交通省観光庁観光産業課課長補佐
- 丸山 頼子 国土交通省観光庁観光産業課

<事務局>

- 川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
- 塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 農家民宿等が提供する農業体験サービスの旅行業法の適用除外について
- 3 閉会

○藤原次長 それでは、少し時間が押しましたので、国土交通省の関係の議題でございます。これは仙北市からの、かねてよりの要望でございます。これは沖縄でも以前要望がございましたけれども、いわゆる着地型の企画旅行商品といった形で簡易な旅行サービスを提供することが必要なのではないかという問題です。当時まだインバウンドの議論がここまで盛り上がっていませんでしたけれども、仙北市からもこういった話が再度、沖縄と類似のような話が出てきておりますので、それにつきまして、また御議論をいただきたいと思っております。

それでは、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 どうもお忙しいところを恐れ入ります。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○谷口課長補佐 まず、旅行業を営むためには、旅行業法に基づく登録をとっていただく必要があります。旅行業法の説明ですが、資料は「旅行業の概要」という見出しのペーパーでございます。

まず、旅行業法の趣旨・目的としては、旅行業務に関する公正の維持、旅行の安全の確保、旅行者の利便の増進を図るため、登録制度を実施するとともに、消費者を保護するための義務を課しております。主な義務としては、営業保証金の供託義務、あと法令とか旅行実務に習熟した旅行業務取扱管理者の選任義務、それから、契約内容、旅行業約款を策定して、登録行政庁の認可を受けなさいという制度。それから、ツアーになりますが、企画旅行については、その旅程を業者が管理する義務というのがあります。そのほかは一般の説明義務、書面交付義務というのがあります。これらの義務により、取引の安全、旅程の管理、旅行の円滑な実施を図っているというものでございます。

旅行業の定義ですが、報酬を得て、旅行者と運送機関、宿泊サービス提供機関の間に入って、旅行者がそれらのサービスの提供を受けられるように、複数のサービスを組み合わせた旅行商品の企画、ツアーの企画や、あるいは個々のサービスの単品を手配する行為を主に指しております。

なお、企画旅行、ツアーか単品の手配かによって義務の内容にも差を設けておまして、具体的には、旅程を管理する義務というのがツアーの場合にはありますが、単品を手配する場合にはない。あと、説明義務の範囲も、ツアーのほうがより多くの事項を説明することを求めています。また、ツアーということになると、旅行業者側が旅程をつくって、計画をつくりますので、計画をつくった者としての責任を負うことになります。具体的には、民事上の話になりますが、旅行中の旅行者の生命・身体の安全に配慮する義務、安全配慮義務というものが課されておまして、その反映として、契約内容、旅行業約款の中にも、故意過失が旅行業者側にあるかどうかにかかわらず、事故が起こった場合には一定額を補償しますという特別補償の規定とか、あるいはツアーの内容に変更があった場合には一定額の補償をするというような義務が約款上も課されております。

ページをおめくりいただきまして、旅行業者の登録種別を幾つか。旅行業者の登録については4種類ありまして、基本的には旅行業者の業務範囲に応じて登録種別を設けております。その業務範囲については、ツアーの中でも一般にパンフレットなどで公募しているような募集型企画旅行と呼ばれているものの催行範囲に応じて種別を設けております。第1種というのが海外のツアーもつくれる、2種は国内のツアーしかつけれない、3種と地域限定というのは、営業所のある市町村とそれに隣接する市町村の範囲でのみツアーをつくれるという業態になっております。

登録要件はどこが違うのかという話ですが、営業保証金の額が変わってきております。また、基準資産、保有すべき資産額も、業務範囲が狭くなればなるほど少なくて済むとい

うことになっております。

なお、この地域限定旅行業というのは、地元の着地型旅行と呼んでいますが、地域に密着した旅行商品の造成を簡単にするために、業者に積極的に参入いただくために、規制緩和をして新たに設けられた登録種別となっております。営業保証金としては100万円の供託を求めています。旅行業協会に加盟することによって、それは5分の1の額で済む。旅行業協会に20万円納付していただければ、それで済むということになっています。また、資産額も100万円あればいいということになっておりまして、かなり登録要件を緩和しております。

今回の仙北市からの御提案なのですが、提案内容については、農家民宿等、あるいは農業生産法人で構成される団体がツアーをつくる場合には旅行業法の適用除外をしてくれという提案だと理解しておりますが、提案の中で、どうして農家民宿等の場合は旅行業法の適用が不要なのかとか、かわりにこういう措置をとりますとか、具体的な内容が全く明らかにされていないので、この時点でなかなか深い検討ができない状況にあるのですが、観光庁としては、仙北市がやろうとしている着地型旅行をさらに普及させるために、既に地域限定旅行業という緩和された類型がありますけれども、この要件緩和の中では、旅行業務取扱管理者の選任義務に関する緩和をしておりません。

旅行業務取扱管理者については、国家試験に合格した者でなければなることができないのですが、その国家試験、毎年1万人ほどが合格しているのですが、総合と国内で2種類の試験がありまして、国内のほうがより簡単なものになっています。試験の科目としては、法令に関する科目と旅行実務に関する科目がありまして、旅行実務の科目の中に、全国の地理とか歴史を問うような問題があるのですけれども、仙北市がやろうとしているような旅行については、あくまで地域に密着した旅行ということですので、そういう狭い範囲での旅行をしようとする業者に、わざわざ他地域の歴史とか地理とか文化の知識を問う必要はなかろうということで、旅行業務取扱管理者の資格試験については見直していこうということで、観光庁としても検討を進めようと思っております。

この管理者の資格についての緩和ができれば、既に地域限定旅行業を設けたことで、営業保証金と基準資産はかなり要件を引き下げているので、さらに参入が容易になる。より実効的に地域限定旅行業を担う方にふえてもらうことができるだろうと考えております。

私からは以上です。

○八田座長 どうもありがとうございました。

国家試験にもう一つの種類を設けるといことですね。

○谷口課長補佐 はい。

○八田座長 そして、そこでは結局、地理、歴史だけが簡単になるのですか。ほかにも何か簡単になるものがあるのですか。

○谷口課長補佐 今、試験の中で課しているものとしては、地理、歴史のほかは、道路運送とか海上運送に関する問題、あとは航空券のeチケットに関する問題とか、新幹線の乗

車券に関する知識とか、極めて実務的な知識を問うているのですが、地域限定ということになれば、新幹線とか航空券に関する知識も不要ということになると思いますので、問うことに合理性がないような問題については、簡単にするということになるかと思います。

○八田座長 そうすると、2種類ぐらい地域限定があってもいいということかもしれないですね。地理、歴史を除いて、しかし航空券や何かは手配できる人と、本当にここみたい、航空券とかそういうのはなくて地元のことだけでできればいい。

どうぞ。

○八代委員 そもそもなのですが、仙北市のは、旅行は個人が勝手にやれと。ただ、民宿だけ紹介するというもので、それは旅行業法の対象外でそういうサービスをしてはいけないのですか。例えば、旅館紹介サイトというのはよく一般にありますね。ああいうことをやっている人も旅行業法の登録者なのですか。

○谷口課長補佐 はい。いわゆる一休とか、じゃらんとかですね。皆さん、旅行業登録をとっていただいています、要は、他人が提供する宿泊サービスの仲介行為を有償ですと、旅行業ということになります。

○八代委員 有償ですとね。要するに、無償だったら構わないのですね。だから、ここに書いてあるように、報酬を伴わず、単に農家民宿を紹介するのだから、じゃらんとかとは違うわけですね。

○谷口課長補佐 報酬を伴わないということであれば、旅行業の登録は不要です。

○八代委員 不要なわけですね。そうか、ここに書いてあるのだね。失礼しました。

○鈴木委員 管理者の試験の緩和なのですけれども、今のところ、どういうスケジュールで、どれぐらいの時期を予定しているのでしょうか。

○谷口課長補佐 一応、規制改革会議での規制改革実施計画の中でも記載はされておまして、28年度中に結論を得るということに。

○鈴木委員 そうすると、その試験ができるのは、順調にいけば、大体どれぐらいになるのですか。

○谷口課長補佐 今、そういう方向で規制改革実施計画が出ていますので、検討していくという状況ですので、今後のスケジュールについては、あと、最終的にどういう内容のものになるかということも、まだ決まっていない状況です。

○八田座長 今、2つ論点があって、そもそも無償なら何もしなくてもいいというのがある。

○藤原次長 業としなければということですね。多分、仙北市が言っている農家民宿だけで、ボランティアというか、ほぼ業としないような形ものは旅行業法は関係ない。ただ、これが団体云々になってくると業としてやるという体になってくるので難しい。そういう話だと思います。

○八田座長 団体として。

○藤原次長 団体でやるとか、生産法人がやるとかというのは、まさにきちんと対価をと

ってという話になると思います。

それで、資格の話、旅行業務取扱管理者の話はまさに沖縄県から要望があつて、1年半前もこれは、当時、石原課長にお越しいただいて、この場でも御議論いただきました。そのとき、八田先生ほか原先生もいらっしゃいましたが、例の通訳案内士のように地域限定で、県が試験をやってもいいのではないかとか、そういった御議論をしていただいたり、それから原先生からも、これは国家試験ではなくて研修でもいいのではないかとか、そういった議論も当時あったのです。

当時から比べてインバウンドの数字が伸びている中で、より一層ニーズは高まっていると思うのですけれども、御検討の状況を詳しく教えていただけるとありがたいです。

○谷口課長補佐 前回お呼びいただいたときも御説明したかと思いますが、試験自体はそんなに難しいものではなくて、総合の試験については年間3,000~5,000人ぐらい受かっています。国内も年間5,000~7,000人程度受かっていまして、合計すれば毎年8,000~1万2,000人ぐらい受かるという試験でして、そこまでハードルの高い試験ではないということで、わざわざ試験を研修のレベルに落とすということは、現時点では考えていません。

また、管理者は各営業所に1人置いていただくのですけれども、きちんと営業所の中で法令を遵守した上で勧誘行為をしているかとか、パンフレットの表示が景表法に違反していないかとか、あと、手配する先の運送機関とかホテルが法令に違反することがないかというところをしっかりチェックしていただく必要があるのですけれども、今般の軽井沢のバス事故でも、旅行業者のほうでうまく手配先を管理できていなかったのではないかということもありますので、現状、管理者の責務に関して、管理者の質を落とすような方向での検討というのは、状況としてはなかなか難しいのかなと思っております。

○八田座長 もちろん、必要な質を落としてはまずいと思うのですが、この場合、実際にかなりこの中でも改正を考えていらっしゃるということで、この目的のために不必要なことは取り除こうというわけです。そうすると、全国でやるのとはかなり違ったタイプですね。その意味では、県でやるのかということがあってもいいのではないですか。要するに、全く無資格でやるのはまずいということをおっしゃるのだと思うので、一応管理された形でやるならば、県などのレベルに落としてもいいのではないのでしょうか。それは、先ほどお話があつたけれども、通訳士と非常に似ていますね。

○谷口課長補佐 試験内容について、これから内容と実施体制の両面を検討していくことになると思います。あとは、実際に各自治体で違う試験をつくっていくことがマンパワーというか、人員的にできるかどうかという視点も必要だと思うので、全国共通の試験を年に1回だけするというにすることにするか、あるいは各県がばらばらに問題をつくって、独自の試験運用をするということにするか。

○八田座長 共通部分と地域限定の独自の部分とがあつていいと思います。

○谷口課長補佐 そこも含めて、今後、検討したいと思います。

○藤原次長 規制改革実施計画の中で28年度結論、措置と書いてございますけれども、特

区では前倒しでという議論も十分可能だと思いますので、またいろいろ御相談をさせていただければと思います。

○八代委員 一言だけ。無償の定義なのですからけれども、サービスを使う人がお金を払わないということで無償と考えていいか。つまり、民宿をすると、利用者は民宿のお金を払うわけですね。その払ってもらった民宿が、例えば会費みたいな形で、農家だけを対象とする組織、農協でもいいのですが、そこにある程度の手数料を払うのは構わない。

○谷口課長補佐 手数料については、どちらかから手数料を取っていれば、有償で旅行業をやっているということになります。

○八代委員 それはそうですね。わかりました。

○八田座長 それでは、観光の促進の観点からも、こういうものを伸ばしていこうというお気持ちのようなので、今後ともぜひ検討をお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。